

リーガル コンパス

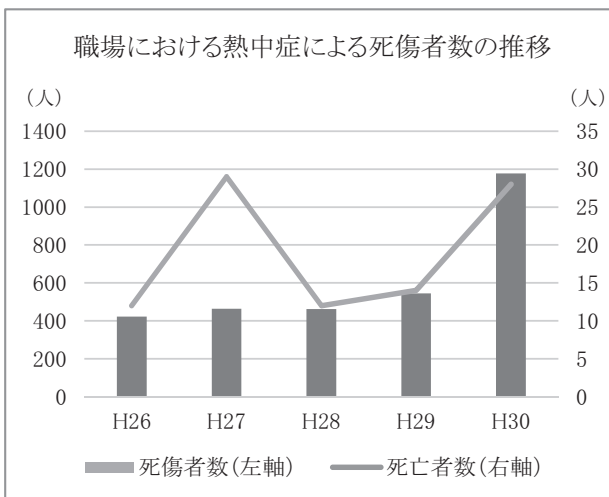
LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 高島 浩
 (兵庫県弁護士会所属)



第104回 熱中症と労働災害

- 1 今年の夏も暑い日が続いています。建物の中で仕事をする場合はエアコンで温度調節を行うことが可能ですが、屋外で作業するには厳しい環境です。これほどの暑さが続くとすれば、果たして来年のオリンピックは無事に開催できるのか、選手たちが力を発揮することができるのか、不安を感じざるを得ません。
- 2 さて、このような気候の中で、企業として配慮しなければならないのが熱中症です。厚生労働省が発表している「職場における熱中症による死傷者数の推移」によれば、死傷者数は年々増加傾向にあり、昨年度はその前年に比べて倍増していることが分かります。



従業員が熱中症に罹患すれば、従業員本人やその家族に多大な負担がかかるだけでなく、欠勤が生じることにより企業の業務にも支障が生じます。症状が軽ければ幸いです。後遺障害が残ったり死亡に至ったりする

ケースもありますので、企業としては従業員が熱中症に罹患することのないよう万全の配慮が必要です。

- 3 万が一、従業員が業務中に熱中症となり重篤な状態に至った場合、企業としてはこれが労働災害に該当しうることを認識しておかなければなりません。

企業は、労働者がその生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるように必要な配慮をすべき義務を負っていますので、この義務を怠って労働災害が発生した場合には、労働者に対して損害賠償義務を負うことになります。

労災保険を利用すれば治療費や休業損害、逸失利益の一部は補填されますが、従業員が被る損害の全てがカバーされるわけではありません。このため、従業員に重い後遺障害が残ったり不幸にも死亡したりした場合、企業は労災保険ではカバーされない損害として数千万円の賠償義務を負担しなければならないことがあります。

- 4 このように、一度でも大きな労働災害が発生すれば、企業経営に大きな影響が及ぶことが避けられません。

事業主には、熱中症対策をそれぞれの従業員任せにするのではなく、屋外で作業する従業員に対しては定期的に休息させ、休息場所を提供し、監督者を置くなど、休息が必ず確保されるような実効的な対応が求められます。